

鈴鹿市消防本部訓令第1号

消 防 本 部
消 防 署

鈴鹿市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月12日

鈴鹿市消防長 西 澤 俊 一 郎

鈴鹿市火災予防査察規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市火災予防査察規程（平成29年鈴鹿市消防本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（その1）（1）を次のように改める。

第1号様式（第18条関係）

（その1）（1）

立入検査番号

年 月 日

立入検査結果通知書

様

所 属
氏 名

あなたの する消防対象物について、 年 月 日に、法第4条の規定に基づき立入検査を行った結果は、次のとおりです。

名 称		用途	項
所 在 地	鈴鹿市	立会者	
検査範囲	全体・限定〔 部分に限る〕	氏 名	
不適内容			No. 該当
防 火 管 理	防火管理者が選任されていない、又はその届出がされていない(甲種再講習未受講も含む)。(法8、法8の2)		<input type="checkbox"/>
	消防計画が作成されていない、又はその届出がされていない。(法8、法8の2)		<input type="checkbox"/>
	消防計画に基づく自主検査が実施されていない、又はその記録がされていない。(法8、法8の2)		<input type="checkbox"/>
	消防訓練等が実施されていない。(法8、政令3の2、省令3、法8の2、政令4の2、省令4)		<input type="checkbox"/>
	収容人員300人以上の特定用途防火対象物、又は防火管理を要する特定一階段等防火対象物の防火対象物定期点検がされていない、又はその結果が1年に1回報告されていない。(法8の2の2、法8の2の3)		<input type="checkbox"/>
	消防用設備等が点検されていない、又はその結果が報告されていない。(法17の3の3)		<input type="checkbox"/>
	① 特定用途防火対象物で1年に1回、点検報告がされていない。		
	② 非特定用途防火対象物で3年に1回、点検報告がされていない。		
	③ 自家発の負荷運転若しくは内部観察等が1年に1回実施されていない。又はその結果が報告されていない。ただし、予防的保全策を1年に1回講じられている場合はこの限りでない。		
	防火対象物使用開始届又は防火対象物改造模様替え届が届出されていない。(条例43、条例43の2)		<input type="checkbox"/>
	防災対象物品が防災性能を有しているか確認できない(カーテン、じゅうたん、カーペット、のれん等)。(法8の3)		<input type="checkbox"/>
	避難口、廊下、階段、通路、防火戸等の避難障害がある。(法8の2の4)		<input type="checkbox"/>
	① 室内の避難経路が概ね1.0mの幅員を確保できていない。		
	② 避難口前に物品等が存置され避難障害がある。		
	③ 階段又は踊り場部分に可燃物が存置されている。		
	百貨店等の売場又は展示場の主要避難通路若しくは補助避難通路が保有されていない。(条例38)		<input type="checkbox"/>
	避難口に設ける戸は、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内からかぎ等を用いることなく容易に解錠できる構造でない。(条例40)		<input type="checkbox"/>
	内開きの避難口に引く表示がされていない。(条例40)		<input type="checkbox"/>
排煙口の手動開放装置に視認・操作障害がある。(建基法35、建基令126の3)		<input type="checkbox"/>	
改装工事等により防火区画が改造又は撤去され防火区画が形成されていない。(建基令112)		<input type="checkbox"/>	
防火戸・防火シャッターが完全に閉鎖できない。(建基令112)		<input type="checkbox"/>	
① 撤去されている。			
② くさびや物品等による閉鎖障害がある。			
③ 自動閉鎖装置が有効に機能しない(シャッター等の故障も含む)。			
少量危険物(指定数量1/5以上指定数量未満)の貯蔵又は取扱いの届出がされていない。(条例46)		<input type="checkbox"/>	
対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離(火災予防上安全な距離)が確保されていない。(条例3、条例18)		<input type="checkbox"/>	
消 防 用 設 備 等	消 火 器	適応する消火器具が設置されていない(型式失効も含む)。(法17)	<input type="checkbox"/>
		定められた場所に設置されていない。(法17、省令6、省令9)	<input type="checkbox"/>
		① 階ごとに設置されていない。	
		② 歩行距離20m以内に設置されていない。	
		③ 床面からの高さが1.5m以下の場所に設置されていない。	
		④ 能力単位が不足している。	
	<input type="checkbox"/> 義務有(□設置 □未設置)	製造から10年を超える消火器に耐圧試験が実施されていない。(法17)	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 義務無(□任意設置)	蓄圧式の消火器の圧力が低下している。(法17)	<input type="checkbox"/>
		変形・損傷等がある。(法17)	<input type="checkbox"/>
		使用に際し容易に持ち出すことができない。(政令10)	<input type="checkbox"/>
		標識が適正な位置に取付けられていない。(省令9)	<input type="checkbox"/>
	屋 内 消 火 栓 設 備	格納箱の扉が容易に開閉できず、操作に支障がある。(省令12)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> パッケージ型消火設備		ポンプ室若しくはその周囲に可燃物又はその他の物品が存置されている。(法17、省令12)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備代替			
<input type="checkbox"/> 義務有(□設置 □未設置)		ホース・ノズル等が撤去又は破損がある。(省令12)	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 義務無(□任意設置)		表示灯が容易に確認できない(破損・不点灯を含む)。(省令12)	<input type="checkbox"/>

不適内容		No.	該当
消防用設備等	スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 水道連結型スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> パッケージ型自動消火設備 <input type="checkbox"/> 義務有 (□設置 □未設置) <input type="checkbox"/> 義務無 (□任意設置)	スプリンクラーヘッドが適正な位置に設置されていない (未設置を含む)。(政令 12)	<input type="checkbox"/>
		送水口に操作・視認障害がある。(政令 12)	<input type="checkbox"/>
		ポンプ室若しくはその周囲に可燃物又はその他の物品が存置されている。(法 17、政令 12)	<input type="checkbox"/>
		スプリンクラーヘッドの散水障害 (下方 45cm・水平 30cm) がある。(省令 13 の 2、省令 13 の 3)	<input type="checkbox"/>
		補助散水栓表示灯が容易に確認できない (破損・不点灯を含む)。(省令 13 の 6)	<input type="checkbox"/>
		補助散水栓格納箱の扉が容易に開閉できず、操作に支障がある。(省令 13 の 6)	<input type="checkbox"/>
	自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 特定小規模施設用自火報 <input type="checkbox"/> 義務有 (□設置 □未設置) <input type="checkbox"/> 義務無 (□任意設置 □政令 32 特例)	感知器が適正に設置されていない (未設置を含む)。(省令 23)	<input type="checkbox"/>
		表示灯が容易に確認できない (破損・不点灯を含む)。(省令 24)	<input type="checkbox"/>
		発信機に操作障害・視認障害がある。(省令 24 の 2)	<input type="checkbox"/>
		受信機に操作障害・視認障害がある。(省令 24 の 2)	<input type="checkbox"/>
		受信機付近に警戒区域一覧図が備えられていない。(省令 24 の 2)	<input type="checkbox"/>
		非常警報設備・非常放送設備 <input type="checkbox"/> 義務有 (□設置 □未設置) <input type="checkbox"/> 義務無 (□任意設置 □政令 32 特例)	適応する非常警報設備・非常放送設備が設置されていない。(法 17)
	起動ボタンに操作障害がある。(省令 25 の 2)		<input type="checkbox"/>
	表示灯が容易に視認できない。(省令 25 の 2)		<input type="checkbox"/>
	非常放送設備の放送区域にスピーカーが設けられていない。(未包含) (省令 25 の 2)		<input type="checkbox"/>
	非常警報器具 (携帯用拡声器) <input type="checkbox"/> 義務有 (□設置 □未設置) <input type="checkbox"/> 義務無 (□任意設置)	適応する非常警報器具が設置されていない。(法 17)	<input type="checkbox"/>
		操作に支障がある箇所に設置されている。(政令 24)	<input type="checkbox"/>
		非常警報器具が当該防火対象物の全区域に火災の発生を有効に、かつ、速やかに報知することができない。(政令 24)	<input type="checkbox"/>
火災通報装置 □TEL 代替 <input type="checkbox"/> 義務有 (□設置 □未設置) <input type="checkbox"/> 義務無 (□任意設置)	適応する火災通報装置が設置されていない。(法 17)	<input type="checkbox"/>	
	電源が遮断されている。(省令 25)	<input type="checkbox"/>	
	火災通報装置に視認・操作障害がある。(省令 25)	<input type="checkbox"/>	
	自動火災報知設備との連動が必要であるが連動されていない。(省令 25)	<input type="checkbox"/>	
避難器具 <input type="checkbox"/> 義務有 (□設置 □未設置) <input type="checkbox"/> 義務無 (□任意設置)	避難器具が適正な位置に設置されていない。(法 17、政令 25、省令 27)	<input type="checkbox"/>	
	操作障害・降下障害がある。(省令 27)	<input type="checkbox"/>	
	標識が適切な位置に設置されていない (降下地点部分も含む)。(省令 27)	<input type="checkbox"/>	
誘導灯 <input type="checkbox"/> 義務有 (□設置 □未設置) <input type="checkbox"/> 義務無 (□任意設置)	避難上有効なものとなるように設置されていない。(政令 26)	<input type="checkbox"/>	
	誘導灯に視認障害がある。(省令 28 の 3)	<input type="checkbox"/>	
	点灯していない。(省令 28 の 3)	<input type="checkbox"/>	
	点滅・音声誘導の停止専用の煙感知器 (第三種蓄積型) が設置されていない。(省令 28 の 3)	<input type="checkbox"/>	

重大違反	自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 増改築・用途変更・構造崩れ・内装制限不備等により、設備設置基準面積を超えたため、未設置となったもの。 <input type="checkbox"/> 受信機の電源が遮断又はベル停止状態等で、建物全体に適切に報知することができない状態である (機能不全)。 <input type="checkbox"/> 避難上又は消火活動上有効な開口部の合計面積が床面積の 1/30 を超えて確保できないため無窓階に該当し、未設置となったもの。 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の断線等により設置を要する部分の床面積の過半にわたり未警戒である。
	屋内消火栓設備 <input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 増改築・用途変更・構造崩れ・内装制限不備等により、設備設置基準面積を超えたため、未設置となったもの。 <input type="checkbox"/> ポンプ等の機能不良の程度が著しく本来の機能が損なわれている状態である (機能不全)。 <input type="checkbox"/> 避難上又は消火活動上有効な開口部の合計面積が床面積の 1/30 を超えて確保できないため無窓階に該当し、未設置となったもの。 <input type="checkbox"/> その他 ()
	スプリンクラー設備 <input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 増改築・用途変更・構造崩れ・内装制限不備等により、設備設置基準面積を超えたため、未設置となったもの。 <input type="checkbox"/> ポンプ等の機能不良の程度が著しく本来の機能が損なわれている状態である (機能不全)。 <input type="checkbox"/> 避難上又は消火活動上有効な開口部の合計面積が床面積の 1/30 を超えて確保できないため無窓階に該当し、未設置となったもの。 <input type="checkbox"/> その他 ()

<input type="checkbox"/> 即時改修 (No.)		<input type="checkbox"/> 検査結果不適の詳細又はその他不備事項 (続紙)	
<input type="checkbox"/> 今回の立入検査の範囲において、指摘事項は確認できませんでした。引き続き良好な防火管理に努めてください。			
問合せ先	※改善 (計画) 報告書は、立入検査結果通知の交付を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に提出すること。 <input type="checkbox"/> 予防課査察指導グループ (電話 059-382-9160) <input type="checkbox"/> 中央消防署予防査察グループ (電話 059-382-9164) <input type="checkbox"/> 中央消防署・北・西・東・鈴峰分署 (電話 059- -) <input type="checkbox"/> 南消防署・天名分署 (電話 059- -)		

※法令の略称：法 (消防法)、政令 (消防法施行令)、省令 (消防法施行規則)、条例 (鈴鹿市火災予防条例)、
 建基法 (建築基準法)、建基令 (建築基準法施行令)

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。